

公益社団法人日本獣医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを
変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 本会は、獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材
の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並
びに自然環境の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に貢
献することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。

- (1) 獣医師道の高揚及び獣医事の向上
- (2) 獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医学教育の充実
- (3) 獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進
- (4) 動物の福祉の増進及び適正管理の推進並びに動物愛護精神の高揚
- (5) 前各号に掲げる事項の普及啓発並びにこれらに関する情報の収集・提供及び国内・
国際交流の推進
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、日本全国を区域として行うものとする。

(その他の事業)

第5条 本会は、第4条に掲げた公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事
項に関する事業を行う。

- (1) 獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔
- (2) 不動産の貸付
- (3) その他前条に掲げた事業に関連する事項

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第7条 本会は、総会が別に定める獣医師倫理綱領などの自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努める。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員総会とする。

第2章 会 員

(種 別)

第8条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって法人法上の社員とする。

(1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した都道府県を区域とする一般社団法人である都道府県獣医師会及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市を区域とする一般社団法人である政令市獣医師会

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第9条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2 入会は、この定款に定めるところによるほかは、理事会が別に定めるところにより、その可否を決定し、会長は、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定めるところによる入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において定めるところによる賛助会費を納入しなければならない。

3 前2項の会費等及び賛助会費についてはその2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(退 会)

第11条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、いつでも任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第13条 正会員は前2条のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 正会員の資格を喪失したとき。

(2) 解散したとき。

(3) 2年間以上会費等を滞納したとき。

(4) 総正会員の同意があったとき。

2 賛助会員は前2条のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 1年間以上賛助会費を滞納したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構成等)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任又は解任

(2) 役員報酬等の額

(3) 定款の変更

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 会費等及び賛助会費の額

(6) 会員の除名

(7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(9) 前各号に定めるもののほか法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第18条第3号の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第18条 総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長及び副議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 役員を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行う。

(書面議決等)

第22条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 会長が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 16名以上23名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、22名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事（以下「執行理事」という。）とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事の中から理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された執行理事より副会長及び専務理事を選定する。ただし、副会長は3名以内、専務理事は1名とする。

5 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

6 監事には、本会の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

5 会長、副会長、専務理事及びそれ以外の業務を分担して担当する理事の権限等は、この定款の定めるところによるほかは、理事会において別に定めるところによる。

6 会長及び執行理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第 25 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 30 条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基

づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 役員には、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内において、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第33条 本会は、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100,000円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第34条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て任期を定め、会長が委嘱する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第35条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

第36条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 本会の業務執行の決定に関する規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 33 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

3 本会が保有する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の適用を受けた株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、予め理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は、毎事業年度 3 回以上開催する。

2 臨時の理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 28 条第 1 項第 5 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 39 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 2 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 2 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 2 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時の理事会を招集しなければならない。

- 4 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の種別)

第46条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第47条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第48条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本会の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を得て会長が作成し、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項に掲げる書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(会計原則等)

第51条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(借入金)

第52条 本会は、その事業に要する資金に充てるため、予め理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を借入れることができる。

2 本会は、その事業に要する資金に充てるため、総会の議決を経て、資産の額を限度として長期借入金を借入れることができる。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、第56条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第54条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第55条 本会は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第56条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第57条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人

等に贈与するものとする。

第7章 委員会等

(委員会等の会議体)

第58条 本会の業務又は事業の円滑な推進に資するため、理事会はその決議により、委員会等の会議体（以下「委員会等」という。）を設置することができる。

2 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局等

(設置等)

第59条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第60条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 正会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告及び計算書類等

(10) 監査報告

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第62条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公 告)

第 63 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 10 章 補 則

(細部の事項)

第 64 条 この定款及び別に定めるところによるもののほか、本会の事務及び事業の運営に必要な細部の事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は山根義久、執行理事は藏内勇夫、近藤信雄、矢ヶ崎忠夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。